

次世代下宿「京都ソリデール」事業推進協議会(第1回)開催の御案内

1 日時

平成 28 年 9 月 8 日（木曜日）午前 10 時から 12 時

2 場所

京都平安ホテル「葵」（京都市上京区烏丸通上長者町上ル）

3 議題

- ・平成 28 年度事業の取組状況について（報告）
- ・平成 28 年度の目標達成（10 組のマッチング）に向けた取組について（協議）
- ・平成 29 年度以降の取組に向けた取組について（意見交換）

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴手続

(1) 定員 5 名

(2) 受付

開始予定時刻の 15 分前までに受付を終えてください。受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

(3) 注意事項

傍聴に当たっては、下記「傍聴要領」に記載された事項を守ってください。

6 問い合わせ先

京都府建設交通部住宅課

電話:075-414-5358

FAX:075-414-5359

e-mail:jutaku@pref.kyoto.lg.jp

■次世代下宿「京都ソリデール」事業推進協議会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、次世代下宿「京都ソリデール」事業推進協議会の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、会場の都合等により制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに受付をしなければならない。なお、受付は先着順で行い定員になり次第終了するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、議長が傍聴を不相当と認める者
- (4) 傍聴者は、傍聴証を携帯しなければならない。

3 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ許可を受けた場合はこの限りでない。
 - オ アからエまでのほか、会議の議事運営に支障となる行為を行うこと。
- (2) 傍聴者は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 緊急的に会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、議長が退場を命じた場合

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。